

入札監理小委員会における審議結果の報告

国民年金保険料収納事業

社会保険庁の国民年金保険料収納事業に関し、全国312箇所のうち95箇所の社会保険事務所において、平成19年10月から落札者による事業を実施する旨、公共サービス基本方針（別表）に定められている。これに基づいて、社会保険庁より提出された実施要項（案）について、入札監理小委員会において審議したのでその結果を以下のとおり報告する。

1. 対象業務の内容（2頁） （ ）内は実施要項（案）のページ数

（1）「全保険料滞納者に対する納付督促」の意味

【論点】

- ・ 接触率100%を求めるのか？
- ・ 戸別訪問を実施することは必須か？

【対応】

- ・ 接触率100%を求めるものではなく、文書の送付によっても督促を行ったものと見なす旨、実施要項に明示した。

（2）口座振替獲得業務の位置づけ

【論点】

- ・ 口座振替の勧奨は必須業務か？（そうであれば成功報酬だけでなく、要求水準も設定すべきではないか？）

【対応】

- ・ 口座振替の勧奨は必須ではなく、納付督促業務を行う中で任意に行うものである旨、実施要項において明確化した。
- ・ 他方、口座振替は滞納者を減らす効果的な手段なので、獲得1件当たりの成功報酬を設定することとした。

２．契約期間（２頁）

（１）社保庁改革との整合性

【論点】

- ・ 契約期間（平成１９年１０月～２２年９月）中に、社保庁の廃止＝新法人の発足が予定されている（２２年１月）が、契約期間をそれに合致させる必要はないか？

【対応】

- ・ 新法人の発足時の状況については現在のところ不明な点も多いので、契約期間は当初計画のとおり３年とした。
- ・ これに関連して、社保庁と次の点を確認した。
 - 改革法には権利義務承継の条文が定められており、新法人による契約継承が担保されていること
 - 今後、民間委託の範囲が拡大する場合には、拡大部分を次の入札に反映したり、別途入札に付したりなどの対応をとること

（２）引き継ぎ期間の確保

【論点】

- ・ 契約締結から事業開始までの引き継ぎ期間が約１ヶ月しかないが、民間事業者の準備期間という観点から十分と言えるか？

【対応】

- ・ 社保庁と次の点を確認した上で、今回はやむを得ないものと判断した。
 - 直近の実績を踏まえて要求水準を設定することから、入札公告は６月以降とならざるを得ない。
 - すでに民間委託している電話督励業務においても落札から事業開始まで１ヶ月程度で実施しており、特段の問題を生じていない。
- ・ また、これに関連して、社保庁と次の点を確認した。
 - 落札者決定後、民間事業者と迅速かつ入念な引き継ぎを行うこと。
 - 今後は、十分な引き継ぎ期間を設けることについて検討すること。

３．サービスの質（要求水準）及び委託費の支払い等（３～５頁）

（１）サービスの質（要求水準）

【論点】

- ・ サービスの質（要求水準）の指標の選択及びその水準の設定は適切か？

【対応】

- ・指標としては、民間事業者の努力が直接に反映する部分である「督促納付月数」を用いることとした。
- ・要求水準は、社会保険事務所ごと、期ごと、保険料の種類(現年度又は過年度)ごとに設定することとした。
- ・要求水準の水準については、従来実績相当分に、上乘せ目標を加えたものを設定した。また、これとは別に、最低限の質を確保する観点から、従来実績相当分を最低水準として設定した。
- ・契約期間の第2期及び第3期に、被保険者数や本事業の実施環境などの変化に基づいて、民間事業者との協議により要求水準及び最低水準の見直しとそれに伴う契約変更ができる旨の規定を設けた。

(2) 成功報酬(インセンティブ)・減額等

【論点】

- ・成功報酬(インセンティブ)及び減額の方法や水準は適切か？

【対応】

- ・成功報酬及び減額とも、原則的に、要求水準の達成・未達成割合に応じて委託費を調整する形で行うこととした。
- ・民間事業者の努力を促すため、成功報酬の方の刻みをより小さくした。(成功報酬0.1%ごと、減額0.5%ごと)
- ・最低水準未達の場合、社保庁が業務改善指示を出し、それでも改善が見られない場合には契約を解除することができることとした。
- ・上記にかかわらず、契約期間の第1期(平成19年10月～20年4月)は事業の離陸期間であることから、同期間の減額は、最低水準未達の割合に応じで行うこととした。

4. 民間事業者に提供する情報(6頁)

【論点】

- ・これまで滞納者のリスト提示は月次であったため、すでに納付した者に督促してしまう例が多かったが、これは改善されているか？

【対応】

- ・滞納者のリスト提示を原則週次に改善した。
- ・リアルタイムの情報提供を含め、事業者が業務を円滑に行うことが可能となるような環境の整備に今後も努めることを社保庁と確認した。

5．入札不調の場合の対応（１０頁）

【論点】

- ・仮に入札不調が起こった場合に備え、適切な対応方法を想定しているか？

【対応】

- ・入札不調の要因を踏まえて入札条件の見直しを行い、再度入札を実施することとしており、国が自ら事業を実施することは考えていない旨を確認した。
- ・他方、再度入札はスケジュール的に難しいので、入札不調が起こらないよう、民間事業者への十分な周知等の工夫を行う旨、社会保険庁と確認した。

6．その他

（１）記録・帳簿の保存期限（１３頁）

【論点】

- ・業務の実施状況を記録した帳簿について、民間事業者は最長どれくらいの期間保存する義務を負うのか？

【対応】

- ・当該帳簿については、最長、契約終了時から５年間保存しなければならない旨、実施要項に明示した。

（２）本事業の実施環境への配慮

【論点】

- ・年金記録問題を背景として、本事業の実施環境には厳しいものがあるが、これへの対応如何？

【対応】

- ・要求水準等の見直し規定については上記３（１）参照。
- ・本問題を背景とした事業実施環境の悪化に関しても、社会保険事務所と民間事業者との間で適切な連携・協力を行う旨、社会保険庁と確認した。

7 . 情報開示

【論点】

- ・ 国民及び民間事業者にとって理解しやすい、適切な内容・形式での情報開示となっているか？

【対応】

- ・ 入札単位（３５地区）及び社会保険事務所（９５箇所）ごとに情報を整理して開示するスタイルとした。
- ・ 従来の目的の達成の程度に関しては、今回の要求水準等の指標である「督促納付月数」に係る情報を開示することとした。
- ・ 情報開示の基礎となる業務従事割合の算定方法を明示した。

以 上